

天理市学童保育所における新型コロナウイルス感染症対策の手引きその2

1、感染予防対策におきまして、注意していただきたいこと

・消毒薬の取り扱いについて

手指消毒液は職員の監視が届く範囲におき、児童が不用意に使用しないよう留意すると共に、消毒薬の管理を徹底し、安全の確保を図る事が重要です。

- ・次亜塩素酸ナトリウムについては、吸引すると有害であり、噴霧は行わないでください。
- ・加湿器使用時には、水を毎日交換してください。使用後はフィルターは乾燥させ清潔にしてください。
- ・エアコンも定期的にフィルターの清掃を行ってください。
- ・手洗い用の液体石鹸の中身を詰め替える際は、残った石鹸液を使い切り、容器をよく洗い乾燥させてから、新しい石鹸液を詰めましょう。

2、正しい手洗いの方法をしっかり身につけましょう

以下の手順で 30 秒以上、石鹸液を使用して流水で行いましょう。

- ① 液体石鹸を泡立て、手のひらをよくこすります。
- ② 手の甲を伸ばすようにこすります。
- ③ 指先と爪の間を念入りにこすります。
- ④ 両指を組み、指の間を洗います。
- ⑤ 親指を反対の手で握り、ねじり洗いをします。
- ⑥ 手首を洗い、よくすすぎ、その後よく乾燥させます。

指導員の先生方、手本を示すなどして、少しずつ手洗いを覚えさせていきましょう。

手洗い図





3、熱中症予防について

- ・感染拡大防止の観点には十分留意しつつ、こまめな水分摂取・塩分の補給・扇風機やエアコンの利用等の予防策を適切に行っていただくことが重要です。
- ・エアコンの利用で室温等の調整を行っている際にも、こまめに換気を行うようにしてください。
- ・飛沫感染対策の一環として、職員がマスクを着用する際も、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合には、マスクを外したうえで、児童との距離や音量に配慮し、その他の感染症対策を適切に行うよう配慮してください。

4、感染リスクが高い弁当やおやつ時の注意事項

- ・準備をする場合は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の有無、衛生的な服装で、手指は確実に洗浄したか確認したうえで行う。
- ・児童全員の食事、おやつの前後の手洗いを徹底してください。
- ・会食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなどの対応が必要です。
- ・テーブルは、清潔な台布巾で水か湯で拭き、アルコール消毒をして衛生的に心掛けてください。
- ・スプーン、コップ等の食器は共用しないでください。
- ・食後には、テーブル、床などの食べこぼしを清掃しましょう。

5、トイレにおける注意事項

- ・日々の清掃及び消毒で清潔に保ちましょう。(便器、汚物槽、ドア、ドアノブ、蛇口や水回り、床、窓、棚、トイレ用サンダル等)
- ・ドアノブ、手すり、照明のスイッチ等は、水拭きした後、消毒用エタノール(アルコール)、塩素系消毒薬等による消毒を行うと有効です。ただし、ノロウイルス感染症が流行している場合には塩素系消毒薬を使用するなど、流行している感染症に応じた消毒及び清掃を行う必要があります。

6、体調不良の児童への対応

- ・他児童への感染を防ぐため、当該児童は隔離部屋・スペースで休養します。望ましい隔離スペースは、専用の手洗いがあり、換気できる場所です。手洗い場がない場合はアルコールによる手指消毒剤を準備しておくなど、体調不良児童を隔離できるスペースを検討しておきましょう。
- ・体調不良の児童と接触する毎に手指衛生に気をつけてください。
- ・室内の換気は常時もしくは15分に1回行います。

- ・鼻水や唾液を扱うときには使い捨て手袋を着用します。それらがついたティッシュはすぐにビニール袋に入れ密閉し、破棄します。取り扱った指導員は手袋を外し、手指衛生(石鹸液と流水が望ましいが場合によってはアルコール消毒液による手指消毒)を行います。
- ・トイレは他児童とできるだけ接触がないよう使用をしてもらいます。
- ・排便後には蓋を閉めて水を流すことが望ましいです。
- ・使用したトイレは0.1%次亜塩素酸ナトリウム消毒液もしくはアルコールで便座、水栓レバー、ドアノブなどを清拭します。

7、人権への配慮

- ・感染した児童に対して、偏見が生じないように、人権に配慮した対応が必要です。
- ・休所に際し、児童や保護者に過度の不安を生じさせないために、新型コロナウイルス感染症について正しい認識や感染症対策を含めた理解を深められるよう情報提供を行ってください。

8、不安やストレスを抱える子どもと家族への支援

- ・ニーズや心配事を確認する(保護者を含めいつもと違う様子にはまず声をかけてみる)
- ・支援が必要と思われる児童に注意を向ける
- ・安心して落ち着けるよう手助けする
- ・相手が自ら話すことを聞く
- ・基本的ニーズ(衣・食・住)を満たし、可能な限り日課や習慣を保つ
- ・規則正しい生活を保つ
- ・室内でも、ストレッチやラジオ体操をするなど少しでも体を動かす工夫を生活の中にとり入れる
- ・信頼できる情報を得られるように手助けをする。
- ・公共サービス、社会的支援につなぐ
- ・自分の力で自分や他者を守れるよう支援する(手洗い、咳エチケット、適度な運動)

一般社団法人日本臨床心理士会災害支援プロジェクトチーム、日本公認心理士協会災害支援委員会、公益社団法人セーブザチルドレンジャパン「感染症対策下における子どもの安全・安心を高めるために」より一部改変して引用

STEP1 石けん液による手洗手順

